# 2 障害者の社会参加の促進について

(1)「重点施策実施5か年計画」における情報・コミュニケーション支援に ついて

#### ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、より 一層の充実が求められており、「障害者制度改革の推進のための基本的な 方向について(平成22年6月29日閣議決定)」においても、情報アクセ ス・コミュニケーション保障として「情報バリアフリー化のための環境整 備の在り方」や「障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達方策」について、 検討することとされている。

こうした中、<u>聴覚障害者情報提供施設については、聴覚障害者に対する</u>情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を持つとともに、災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されているが、平成22年12月末現在、全国で38施設(政令市を含む。)の設置に留まっている。聴覚障害者情報提供施設は、「障害者基本計画(平成14年12月閣議決定)」に基づき、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題をまとめた「重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)」において、全都道府県での設置を目指しているところであり、未設置の道府県においては、早期に設置されるようお願いしたい。

#### (資料2-1) 聴覚障害者情報提供施設設置状況

なお、視聴覚障害者情報提供施設においては、平成21年度補正予算の 「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、

- ① 社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営していた「ないーぶネット」(点字データ及び点字・録音図書の目録のオンライン利用システム)と「びぶりおネット」(点字・録音図書ネットワーク配信システム)を、新たに視覚障害者情報総合システム「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにした(平成22年4月から運用開始)ほか、(資料2-2)
- ② 全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像 製作器を整備し、聴覚障害者への地域の映像情報等の提供を推進したと ころである。

視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、これらの情報提供施設に整備した機能の有効活用について引き続き配意願いたい。

また、基金事業において、障害者に対する情報バリアフリー化を一層促進するために、情報支援機器等の整備、音声コード普及のための研修や聴

覚障害者用情報受信装置(アイ・ドラゴン3)の給付に係る支援を行う「視 覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」をメニュー化しているところであ るので、引き続き活用をお願いしたい。

#### イ 手話通訳者等の人材養成について

都道府県や市町村において開催される手話奉仕員養成研修・手話通訳者 養成研修の指導者養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任 研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し実施してい るところである。

これらの研修について、平成23年度から、養成研修(手話奉仕員・通訳者養成研修の指導者養成)にあっては、全国5会場から全国10会場に拡充し、また、現任研修(手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修)にあっては、社会福祉法人全国手話研修センター(京都市)のみでの実施から開催地を京都市以外にも拡充し、それぞれ開催を予定しているので、積極的に受講者を派遣いただくようお願いしたい。

## ウ 障害者IT総合推進事業について

情報バリアフリー化の推進については、「重点施策実施5か年計画」において、ITの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者のITの利用・活用の機会拡大を図り、 障害者の社会参加を一層推進するため、地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う「障害者IT総合推進事業」の一層の充実お願いするとともに、未実施の県においては積極的に事業化されるようお願いしたい。

(資料2-3) 障害者 I T総合推進事業 都道府県別実施状況

#### (2) 災害時における障害者支援・対策について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況 にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした<u>災害時要援護者の避難対策については、</u>各市町村において策定することとされている「避難支援プラン」の全体計画(平成 19 年 12 月 18 日府政防第 885 号/消防災第 421 号/社援総発第 1218001 号/国河防第 563 号通知)をもとに、<u>災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性</u>や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、<u>①避難準備情報等</u>については、 障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段(専用 通信やインターネットなど)の活用による通信の確保への配慮を、<u>②避難所</u> 等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援への配慮をお願いしたい。(資料2-4)

また、避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いしたい。なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(平成20年6月:日本赤十字社>国内災害救護>資料で見る国内災害救護に掲載)をお示ししているところであるので参照されたい。

# (3) 盲ろう者向け福祉施策について

## ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に併せて障害を持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う<u>「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」</u>については、全都道府県において実施していただいているところであるが、<u>引き続き本事業の推進</u>が図られるようお願いしたい。

また、地域生活支援事業の特別支援事業として<u>「盲ろう者社会参加等促進事業」、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」及び「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」</u>等の推進を重点課題として、優先的に支援することとしているので、各都道府県においては、これらの事業<u>を有効に活用し、</u>盲ろう者の社会参加の一層の推進を図られたい。

なお、昨年12月に成立した整備法により、重度の視覚障害者(児)に対する移動支援が、「同行援護」として障害福祉サービス(自立支援給付)に位置づけられ、平成23年10月1日から施行の予定である。

この<u>「同行援護」については、視覚障害の観点から盲ろう者についても</u> 関係するものであるため、ご留意いただきたい。(1の(7)のイを参照 されたい。)

#### イ 盲ろう者向け生活訓練等モデル事業の実施について

盲ろう者の障害特性に対応した支援方法等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンター内において、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施しているところであるが、平成23年度においては、事業の総括を行い、実施結果報告書及び盲ろう者支援のための訓練マニュアル等を作成し、都道府県及び関係団体等に公開することとしている。

本モデル事業の実施等に当たっては、各都道府県等からの情報提供などの協力をいただくこともあるので、その際はよろしくお願いしたい。

# ウ 第10回ヘレン・ケラー世界会議及び第4回世界盲ろう者連盟総会について

平成25年に「第10回ヘレン・ケラー世界会議及び第4回世界盲ろう者連盟総会」が日本で開催される予定であり、具体的な内容などにつき今後情報提供していく予定である。

#### 〈概要〉

・名 称:「第10回ヘレン・ケラー世界大会及び第4回世界盲ろう者連盟

総会」

・テーマ:盲ろう者の自立と国際連帯

期日:平成25年5月30日(木)~6月4日(火)

・場 所:幕張メッセ国際会議場(千葉市)

・事務局: 社会福祉法人 全国盲ろう者協会

・ヘレン・ケラー世界会議:

1977年に第1回会議がアメリカ(ニューヨーク)で開催。第7回 (2001年)まで世界盲人連合(世界177か国、本部カナダ)が4 年毎に開催。第7回会議で世界盲ろう者連盟が設立されて以降は同連盟 が開催。

・世界盲ろう者連盟(本部スウェーデン):

2001年に発足。盲ろう者のための経済、教育、社会福祉の促進等 を目的とする。

#### (4)障害者スポーツ、文化芸術活動の振興について

障害のある人もない人も共にスポーツや文化芸術活動に参加することは、 国民の障害への理解と認識をさらに深めるものであるので、<u>各都道府県においては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携のうえ、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成、選手団の派遣等に配慮をお</u>願いしたい。(資料2-6、2-7)

また、基金事業の中に、「地域における障害者スポーツの裾野を広げるための取組みを行う事業」として、「障害者スポーツ特別振興事業」や「体育館等バリアフリー緊急整備事業」をメニュー化しているので、各都道府県においては、本事業の積極的な活用に併せて、障害者スポーツに対する国民の理解を深めるため、広報誌等を活用した普及啓発の一層の推進をお願いしたい。

なお、平成23年度予算案においては、世界大会でのメダル獲得に向けた トップレベル選手に対する特別強化を目的とした総合国際競技大会指定強化 事業の充実を図るとともに、障害者に身近な地域において、財団法人日本障 害者スポーツ協会公認の障害者スポーツ指導者を活用し、障害者向けのスポーツ教室等を開催するとともに、障害特性を踏まえたスポーツ指導等を行う 「地域における障害者スポーツの振興事業」を財団法人日本障害者スポーツ 協会を中心として実施することとしているので、都道府県等においては、地 域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」との連携 についてご留意いただきたい。

#### 〈参考〉

- 平成23年度の主な障害者スポーツ大会等について
  - ① 「2011年スペシャルオリンピックス夏季世界大会・アテネ」への選手 団の派遣 (開催期間:平成23年6月25日(土)~7月4日(月))

(資料2-8)

② 「第11回全国障害者スポーツ大会(おいでませ!山口大会)」の開催 平成23年度は、山口県において標記の大会が開催される予定である。 (開催期間:平成23年10月22日(土)~10月24日(月))

(資料2-9)

③ 「第11回全国障害者芸術・文化祭 埼玉大会」の開催 平成23年度は、埼玉県において標記の大会が開催される予定である。 (開催期間:平成23年4月~12月を予定)

(資料2-10)

○ 広州2010アジアパラ競技大会の結果等について アジア地域最大の障害者スポーツの国際大会である「広州2010アジア パラ競技大会」が、中国・広州市において平成22年12月12日から19 日までの8日間開催された。本大会には41か国・地域から3,798人が 参加し、アーチェリーや車いすテニスなどの19の競技種目において熱戦が 繰り広げられた。日本選手団は、本大会において103個のメダルを獲得す るなど好成績を収めた。

(資料2-11)

#### (5) 「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター(愛称:ビッグ・アイ)」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催するほか、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えた施設である。

(詳細については、センターHP「http://www.big-i.jp/」を参照。)

本施設の運営については、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおける評価結果で「見直しを行う」とされ、これを受けて設置した「国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)総合ビジョン策定検討会」において、新しい基本指針を定めるとともに、平成23年度から公募により委託先を選定することとされたところである。

本施設については、障害者(団体)による利用率の向上を図ることが課題の一つであることから、各都道府県においては、積極的な施設利用及び関係機関への周知について引き続きご協力をお願いしたい。

併せて、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを 養成する「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」についても引き続 き本センターで実施する予定であるので、積極的な参加及び関係機関への周 知をお願いしたい。

(資料2-12) 国際障害者交流センターの概要

### (6) 行政機関における障害者への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、 点字や音声、手話等を用いる必要があるため、基金事業の「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」による情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等 により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

また、<u>地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談</u> 窓口等の受付や対応が可能となるよう、以下の点について徹底した取組みを お願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先(電話番号等)の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知

#### 「参考1]内閣府HP

○「身につけよう心の身だしなみ」

http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html

- ○「共生社会をみんなで作るために」(絵で見る心の身だしなみ)
  - http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html
- ○「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の 身だしなみー」

http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html

#### 「参考2] 国土交通省HP

○「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンド ブック」

http://www.mlit.go.jp/common/000043355.pdf

#### (7) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定 試験」については、第22回試験(平成22年度)の合格発表が平成23年 1月31日(月)に行われたところである。(資料2-13)

第23回試験(平成23年度)についても、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間連続で実施する予定としており、各都道府県等においては、関係機関、団体への周知をお願いしたい。

#### 第23回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成23年10月1日(土) 〔会場:東京、大阪、熊本〕 実技試験 平成23年10月2日(日) 〔会場:東京、大阪、熊本〕

#### (8)補装具について

#### ア 利用者負担の見直しについて

平成22年12月3日に成立した整備法により、利用者負担の見直し(平成24年4月1日施行予定)が行われることとなっており、<u>補装具費に係る利用者負担についても応能負担を原則とするとともに、障害福祉と介護保険のサービス及び補装具費に係る利用者負担を合算し負担を軽減する(高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス費等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給)こととしている。</u>

具体的な取扱いについては、別途ご連絡することとしているので、ご留意いただきたい。(障害福祉課資料「障害者自立支援法等の改正について」を参照されたい。)

### イ 補装具費の基準額の改定について

<u>平成23年度の補装具費の基準額改定は予定していない</u>ので、ご了知願いたい。

#### ウ 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係について、<u>身体状況に個別に対応</u> することが必要と判断される障害者については補装具費として支給して差 し支えないこととしている (平成 19 年 3 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照) <u>ので、</u>適用に当たっては、障害者の年齢のみによって介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を判断の上、適切な取扱いが行われるようお願いしたい。

# エ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

障害当事者や介護者等から、補装具を含む福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムについて、(財) テクノエイド協会が構築し、平成22年2月から運用しているのでご活用いただくとともに、引き続き関係団体や関係機関等への周知に配慮願いたい。

なお、<u>平成22年度において基金事業のメニューに新たに追加した「障害者自立支援機器普及促進事業」により自立支援機器を整備しモニター評価を行った場合においても、本システムを活用して障害当事者の福祉用具に対するニーズについて情報提供をお願いしたい。</u>

(参考 URL: http://www.techno-needs.net/)

## (9) 身体障害者補助犬の普及啓発について

身体障害者補助犬法施行後8年が経過しているが、補助犬の同伴を受け入れる義務がある不特定かつ多数の人が利用する民間施設等において、<u>受け入れが拒否される事例があるなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不</u>十分な状況が見受けられるところである。

こうした状況を踏まえ、補助犬に関する国民の理解をより一層促進するため、<u>平成22年11月に、新たに補助犬普及啓発用のポスター、リーフレット、ステッカーを作成し、</u>各都道府県等に配布したところである。

各都道府県等においては、掲示、配布を行っていただくほか、職場研修等で使用していただき、その周知徹底を図られるようご協力願いたい。

(資料 2-14、 2-15、 2-16)

# 「参考」厚生労働省HP

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html